

公募型プロポーザル方式に関する公告

公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和 8 年 7 月 24 日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 業務内容等

- (1) 業 務 名 令和 8 年度ツキノワグマ緊急銃猟現地研修会開催業務
- (2) 事業内容 令和 8 年度ツキノワグマ緊急銃猟現地研修会開催業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 12 月 28 日まで

2 参加者の資格に関する事項

当該プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。
- (4) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 過去 5 年以内に国又は地方自治体から受託し、講習会や研修会の開催業務を実施した実績があること。
- (7) 環境省の鳥獣保護管理に係る人材登録事業における「鳥獣保護管理プランナー」、「鳥獣保護管理捕獲コーディネーター」または「鳥獣保護管理調査コーディネーター」に認定されている者が所属していること。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記（ 2 ）の評価基

準により審査する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

業務内容	提案内容の適格性（本業務の目的、内容の理解度） 提案内容の具体性、実現性 見積額の妥当性 提案内容の独創性、説得力
業務の実施体制	作業工程や内外での体制等による業務遂行性
業務実績	同種及び類似業務の実績
総合評価	企画提案から受ける全体的な印象

4 手続き等に関する事項

- (1) 担当部局 茨城県県民生活環境部環境政策課自然・鳥獣保護管理担当 担当：柏木
〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
電話：029-301-2946 FAX：029-301-2948
E-mail：shizen2@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 公募に関する実施要領の交付

- ア 交付方法 以下において直接交付するほか、環境政策課ホームページ又は茨城県物品役務入札情報サービスからダウンロード
- イ 交付期間 令和 8 年 7 月 24 日（金）から令和 8 年 8 月 5 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）第 1 条各号に定める休日を除く。
- ウ 交付場所 4（1）担当部局に同じ

5 プロポーザルへの参加方法等

(1) 参加方法

実施要領に基づき、プロポーザル参加意思表明書（様式 1）を簡易書留で郵送又は持参により、下記（3）へ提出すること。

- (2) 提出期限 令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 5 時必着
- (3) 提出先 4（1）担当部局に同じ

6 プロポーザルの提出方法等

(1) 提出方法

5（1）のプロポーザル参加意思表明書を提出した者は、プロポーザルを提出できるものとし、実施要領に基づき、プロポーザル提出書（様式 3）、企画提案書及びプロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書（様式 6）等を簡易書留で郵送又は持参により、下記（3）へ提出すること。

- (2) 提出期限 令和 8 年 8 月 5 日 (水) 午後 5 時必着
- (3) 提 出 先 4 (1) 担当部局に同じ
- (4) そ の 他 プロポーザルは、1 者につき 1 提案とする。

7 プレゼンテーションの実施

実施しない。

プレゼンテーションは実施しないが、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

8 契約の締結

別途定める予定価格の範囲内で、プロポーザルの採用者と随意契約により委託契約を締結する。

9 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書を作成する。
- (3) 提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。
- (4) 企画提案に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (6) その他詳細は実施要領による。